

大阪大学医学部附属病院 治験審査委員会 標準業務手順書 新旧対照表

変更点：アンダーライン

現行	改定案	変更理由
<p>(治験審査委員会の運営)</p> <p>第5条 治験審査委員会は原則として月2回開催する。但し、必要に応じて変更することができる。</p> <p>2～16 (略)</p>	<p>(治験審査委員会の運営)</p> <p>第5条 治験審査委員会は原則として月2回開催する。但し、必要に応じて変更することができる。<u>なお、治験審査委員会委員長が必要と認める場合、Web 会議システム等を用いて開催することができる。Web 会議システム等の詳細は別途定めることとする。</u></p> <p>2～16 (略)</p>	<p>治験審査委員会の恒常的な開催を行う体制整備のため</p>
<p>17 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。</p> <p>また、迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行い、本条第4項に基づき判定し、本条第5項に基づき病院長に報告し、治験審査委員会において迅速審査の内容と判定を報告する。</p>	<p>17 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。</p> <p>また、迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行い、本条第9項に基づき判定し、本条第11項に基づき病院長に報告し、治験審査委員会において迅速審査の内容と判定を報告する。</p>	<p>誤記修正</p>